

水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会（第3回）
（議事概要）

日時：平成29年12月25日（火）16：00～18：40
場所：経済産業省別館3階 312各省庁共用会議室

参加メンバー

（有識者等）

小林 英男 国立大学法人東京工業大学 名誉教授
里見 知英 燃料電池実用化推進協議会（FCCJ） 事務局次長
鶴田 俊 公立大学法人秋田県立大学 教授
藤本 佳夫 トヨタ自動車株式会社技術開発本部FC技術・開発部企画総括室 渉外グループ長
前田 征児 JXTGエネルギー株式会社新エネルギーカンパニー水素事業推進部 水素技術開発グループマネージャー
三浦 佳子 消費生活コンサルタント
三宅 淳巳 国立大学法人横浜国立大学先端科学高等研究院 教授
吉川 知恵子 明大昭平・法律事務所 弁護士
吉川 暢宏 国立大学法人東京大学生産技術研究所 教授

（オブザーバー）

加藤 久志 高圧ガス保安協会機器検査事業部 部長代理
小山田 賢治 高圧ガス保安協会高圧ガス部 部長代理

（関係省庁）

竹本 吉利 総務省消防庁危険物保安室課長補佐
村井 章展 国土交通省自動車局整備課課長補佐
依本 敬介 国土交通省自動車局技術政策課長補佐

（事務局）

高橋 正和 経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長
山影 雅良 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギーシステム課水素・燃料電池戦略室長

議題

（1）規制改革実施計画の要望項目について

（平成29年実施計画 5.投資等分野 No.25a, 25b, 26, 29a, 29b, 33, 34a, 43, 50, 51b, 54, 55, 56, 59）

① 要望事項の要望内容について（業界（FCCJ））

② 要望事項の検討状況について（経済産業省）

（2）検討会の当面の進め方について（経済産業省）

（3）その他

議事の概要

業界団体及び事務局から配付資料に基づき説明を行い、質疑・意見交換を行った。
会議中の主なやりとりは下記のとおり。

議題（1）関係

＜No.50（高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維に関する解釈の見直し）＞

・第2回検討会の意見を踏まえた業界、事務局からの修正の説明について意見なし。

＜No.51b（燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さの基準の緩和（容器の再検査の簡素化））＞

・業界、事務局からの説明について意見なし。

<No. 43（型式承認等に要する期間短縮）>

- ・実態を踏まえた上で、今年度中に結論を得て必要な措置に進めて欲しい。（座長）

<No. 54（会社単位での容器等製造業者登録等の取得）>

- ・製造について会社共通とあるが、吸収合併された側の会社でも以前と同じと言えるか。どの範囲まで認めるのかについて精査が必要ではないか。（有識者等）
 - ・工場の同一の判断や、運用の工夫で解消できないかなど検討が必要。（座長）
 - ・製品のトレースが可能なので、万が一の時も対応出来るとのメーカーの説明は、安全対策の根拠にはならないのではないか。（有識者等）
- 引き続き議論することとなった。

<No. 56（水素貯蔵システムの型式の定義の適正化）>

- ・今後、工場等の違いを承認書用の枝番で対応するなど工夫できないか検討して欲しい。（有識者等）
- ・型式承認番号が将来的にどのようにあるべきかを議論させて欲しい。（業界）
- ・指摘の点を踏まえて中身の議論を進め、検討が必要。（座長）

<No. 55（容器等製造業者登録の更新の見直し）>

- ・本検討項目は、安全上の試験を省きたいということではなく、同一の番号を継続したいという要望である。（関係省庁）
- ・登録更新時に確認していた容器製造業者の健全性を、今後は登録番号からどのように確認するのかについて規制当局と事業者で議論して具体化して欲しい。（座長）

<No. 59（充てん可能期間を経過した高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車に係る安全な再資源化处理）>

- ・安全な場所に移動して処理することには賛成だが、移動距離が長くなると危険が高まる。事業者のエリアや移動距離に制約を設けるべきではないか。（有識者等）
- ・廃棄処理の専門家と検討し、手順をマニュアル化し、その基準を遵守してもらうことを考えている。（事務局）
- ・事業者が自主基準を作るなど、協力を得て検討を進めて欲しい。（座長）

<No. 34（水素スタンドの充填容器等における措置の合理化）a（直接日光を遮る措置）>

- ・例示基準化されているのは承知しているが、一部の自治体では屋根以外に認められないと指導されることがある。（事務局）
- ・県の権限で、独自の事情で判断しているのであれば、国から県に指導してくれというのは違う。事務局の回答は、業界基準を作ることも示唆されていると思う。（座長）
- ・屋根を設置せず建設費を安くしたいという議論にしか聞こえない。住宅街の中に作る時など、住民や自治体が不安を感じて屋根の設置を求める気持ちは理解できる。安心できるようにリスクコミュニケーションをやって欲しい。（有識者等）
- ・自治体に例示基準の内容を理解いただけておらず、国から指導して欲しいという要望であった。屋根は付けずとも、しっかりとした措置は取っており、業界基準化するかはさておき、しっかり自治体に説明していきたい。（有識者等）
- ・結論として、直射日光を遮ることが出来ていれば許可を受けることが可能な旨を本検討会でお示しした。（座長）

<No. 33（水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し）>

- ・水素に限らず、高圧ガスは漏れたら事故という定義になっている。水素の問題ではなく、圧力の大きさの問題と言える。圧力が大きくなれば、設備も技術的な問題を抱えている。漏えいが事故に当たるかどうかは別の場で検討しているので、その結果が出てから改めて議論して欲しい。（座長）

<No. 29（保安監督者に関する見直し）b（保安監督者の経験要件の合理化）>

<No. 29（保安監督者に関する見直し）a（保安監督者の複数スタンド兼任の許容）>

- ・水素は導入期であり、今はコストをかけてでも、国民に安心・安全を納得してもらうことが重要。時期尚早ではないか。（有識者等）
- ・No29b の経験要件については、座学だけでは不十分。実務経験期間の条件の短縮は反対しないが水素に係る高圧ガスの製造の実務は必ず残して欲しい。（有識者等）
- ・No29b の経験については、水素に係る高圧ガスの製造の経験や実務教育を論点として検討を進めてよいと思う。（座長）
 - ⇒ 水素と性質の近いガスでの経験を要することになっているが、水素に性質が近いガスに LPG を含めて欲しい。（業界）
 - ⇒ これから検討していくが、水素に限らず、水素に近いガスでの経験まで認める方向で考えている。水素に近い性質ということを基本に考えたい。（事務局）
 - ⇒ 気体の重さだけでなく圧力も重要な要素であり考慮すべき。（有識者等）
- ・No29a の複数兼任で提示した 6 箇所は検討のたたき台であり今後議論したい。（業界）
- ・本検討会とは別の場で検討して欲しい。1 人で 6 箇所を担当するのか、2 人で 1 2 箇所を担当するのか、どのような形が同時発災に対して有利か議論して欲しい。（座長）

<No. 25（高圧ガス販売事業者の義務の見直し）a（水素スタンドにおける保安台帳の廃止）>

<No. 25（高圧ガス販売事業者の義務の見直し）b（水素スタンドにおける販売主任者の選任の不要化）>

- ・業界が事業形態などを限定できれば、誰がどのように保安を担保するのかの議論を進められる。（座長）

<No. 26（水素充填時の車載容器総括証票等の確認の不要化等）>

- ・自動車はユーザーが責任を持つべきと考える。日本以外の先進国はユーザー責任となっており、問題も起きていない。容器を搭載しているが、一般の人が使える状態にして売っている。中古車であったとしても、ガソリン車と同じように事業者による定期点検をすればよい。容器の点検と車検の間隔が一致していないのは課題。（有識者等）
- ・安全だと言うが、消費者に情報が届いていない。リスクコミュニケーションを実施して欲しい。消費者団体と勉強会や意見交換を実施するのも一案。マスコミにもオープンにし、安全を説明したらよい。（有識者等）
- ・安全性能はガソリン車と同等との説明だが、高圧ガスならではの特性やリスクがある。責任官庁の一元化は否定しないが、ガソリン車と同等の規制で良いという議論は乱暴。（有識者等）
- ・ガソリンスタンドのセルフ方式も人間が監視している。ガソリンでもダブルチェックをしている。（有識者等）
- ・車載容器総括証票は掲示されていればよく、高圧ガス保安法では記載の中身の確認まで求めているのではない。（関係省庁）
 - ⇒ 車載の容器は、経産省と国交省のそれぞれから規制を受けているが、その議論に関連する話。今後も議論を続けたい。（座長）

議題（２）関係

- ・第４回検討会における検討事項について、業界の意向も踏まえた９項目について事務局案として提示した。今回の検討会で、継続して議論することとなった項目については、準備が整い次第、再度、本検討会で議論することとしたい。（事務局）
- ・多くの議論を要する重要な検討項目が増えてきている。検討会の資料が取りまとまるのは直前になると思うので、検討会メンバーにおかれては、事前に項目名を見て中身を知りたい時には事務局にその旨を伝えて欲しい。（座長）

閉会

次回開催は２月１６日の９時からを予定。詳細については、事務局より連絡を行う。

以上
事務局作成

お問合せ先

産業保安グループ 高圧ガス保安室

電話：０３-３５０１-１７０６

FAX：０３-３５０１-２３５７